

手話言語条例の概要

前文(抜粋)

(略)

手話言語が、ろう者にとって物事を考え、互いの感情を伝え合い、知識を蓄え、文化を創造する手段であることを私たちは認識するとともに、手話言語を必要とする様々な人々が、個々の特性に応じて手話言語を学び、手話言語を使い、手話言語で学び、手話言語を守ることができる環境が整備されることによって、ろう者一人一人の人格と個性が尊重され、相互に意思を伝え合い、心を通わせ、理解し合える社会を構築する必要性が一層高まってきている。

こうした経過を踏まえ、全ての県民が、手話言語に対する理解を深め、障害の特性に応じた意思疎通を行う権利を尊重し、障害のある人もない人も、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指して、この条例を制定する。

〇目的(第1条)

- ・手話言語の理解・普及等に関し、基本理念を定め、県の責務、県民・事業者の役割を明らかにする
- ・手話言語の理解・普及等に関する施策の基本的事項を定めることにより総合的に施策を推進して
⇒手話言語に対する県民の理解の促進を図る
⇒全ての県民が障害の有無にかかわらず社会の対等な構成員として安心して暮らすことのできる共生社会の実現に寄与する

〇基本理念(第3条)

手話言語の理解・普及等は、

- ①手話言語によって意思疎通を行うろう者の権利を尊重し、相互に人格と個性を尊重し合うことが重要であるとの認識の下に行われなければならない。
- ②手話言語が独自の体系を有する言語であって、文化的所産であるとの認識の下に行われなければならない。
- ③手話言語が情報を取得し、意思を表示し、及び他人との意思疎通を図るために必要なものであるという認識の下に推進されなければならない。
- ④県、県民及び事業者がそれぞれその果たすべき役割を認識し、相互に協力しながら一体的に取り組みなければならない。

〇県の責務(第4条)

- ・手話言語の理解・普及等に関する施策を総合的に策定
- ・市町村等と連携して、手話言語を使用しやすい環境の整備を推進
- ・施策を講ずるに当たっては、市町村との連携を図る
- ・市町村に対し施策の実施に関する助言その他の必要な協力を行う
- ・事務又は事業を行うに当たり、手話言語を用いた情報発信を行う等の必要かつ合理的な配慮義務

〇県民の役割(第5条)

- ・手話言語が独自の体系を有する言語であることを認識し、県が実施する施策に協力するよう努める

〇事業者の役割(第6条)

- ・県が実施する施策に協力するよう努める
- ・ろう者に対するサービスの提供やろう者の雇用の際に、手話言語の使用による意思疎通に関する必要かつ合理的な配慮を行うよう努める

《施策、体制整備、取組等》

〇施策の策定及び推進(第7条)

〇県民の理解の促進(第8条)

〇やまなし手話言語の日(第9条)

9月23日を「やまなし手話言語の日」とし、趣旨にふさわしい事業を実施するよう努める

〇情報の発信、相談及び意思疎通の支援体制の整備等(第10条)

- ・手話言語を用いた情報発信
- ・手話言語通訳者等の派遣、ろう者からの相談に応ずる拠点への支援等
- ・手話言語に関する情報の提供、相談、訓練その他必要な支援を行う体制の整備 など

〇手話言語通訳者等の確保、養成等(第11条)

- ・手話言語通訳者等の確保、養成及び資質の向上を図る
- ・手話言語通訳者等の健康の保持及び増進に必要な対策を講ずるよう努める など

〇学校等の設置者の取組(第12条)

- ・学校等の設置者は、手話言語の理解・普及等に対する児童生徒等及び保護者の理解の促進に努める
- ・ろう児等が通園・通学する学校等の設置者は、ろう児等に対する手話言語に関する学習の機会の提供及びろう児等の保護者からの教育に関する相談への対応等を行う など

〇事業者に対する支援等(第13条)

〇ろう者による普及啓発(第14条)

〇手話言語に関する調査研究(第15条)